

326

96

×
複写

内職奨励三関スル事項

東部逓信局発行



始



326-96

326-96



序言

部内下級従事員ノ經濟狀態ニ鑑ミ、其生活上ノ困難ヲ救濟スルハ、現下洵ニ喫緊ノ要務タリ。然レトモ其職務ニ對スル給與ノ増額ハ、固ヨリ遽カニ望ミ得ベキニ非サルヲ以テ、別途ノ方策トシテ各家庭ニ對シ内職ヲ獎勵スルコト、寧ロ簡易ニシテ又最モ實効ヲ收ムルノ捷徑タルベキヲ信ス。是ヲ以テ吾人ハ各員及其家族ノ之ニ從事センコトヲ切望シ、現ニ東京市内ニ行ハル、所ノ各種内職ヲ調査シテ、其之ヲ行フノ必要ヲ説示スルト共ニ茲ニ之ヲ輯録セリ。收ムル所未ダ遍ク各方面ニ亘ルコトヲ得サルハ、顧ミテ自ラ甚々遺憾トスル所ナリト雖、若シ多少ノ參考資料トナリ、且ツ各員ガ内職ノ行フベキモノナルコ

序言

同一局寄贈本

大正
4. 7. 5
寄贈

序言

トヲ知了シ、更ニ進ンデ各家庭ニ内職ヲ容ル、ノ階梯タルヲ得バ、吾人ノ至幸之ニ過ギザルナリ。

大正四年六月

東部遞信局長 宍戸省三

内職奨励ニ關スル事項

目次

第一	此ノ故ニ内職ハ必要ナリ……………	一
第二	内職ハ是ノ如キ利益ト効果アリ……………	二
第三	内職ハ恥ツヘキコトニ非ス……………	六
第四	内職ハ貧富ニ關係セス……………	八
第五	内職ノ撰擇及其適否……………	一〇
第六	各種内職ニ對スル説明……………	一四
第七	東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル内職ノ種類員數並其月收額……………	四三

目次畢

目次

内職奨励ニ關スル事項

第一 此ノ故ニ内職ハ必要ナリ

物價ハ累年騰貴シ、收入ノ増加ハ之ニ伴ハス。隨テ中等階級以下ニ屬スル者ノ生活ハ、日ヲ逐フテ益、困難ニ陥リ來レリ。客歲來米價ノ大下落ハ、多少其間ヲ緩和スルモノアリタルカ如シト雖、固ヨリ多ク之ヲ輕減スルニ足ラサルノミナラス、久シク此價格ヲ維持スルヤ否ヤモ疑問ナリ。殊ニ我部内下級従事員ノ生活状態ヲ顧ミレハ、其内面ノ實情上收入増加ヲ圖ルコトノ最モ急務ナルヲ知り得ヘシ。然レトモ此收入増加ノコトタル、只家長或ハ其他ノ男子ノ勤勞若ハ勞役ニ依テノミ之ヲ企テントスルハ、困難ト謂ハシヨリモ現在寧ロ不可能トモ稱スヘキ所ノモノナルヲ以テ、家族モ亦生活上ノ責任ヲ分擔シテ例ヘハ内職ヲ行ヒ、應分ノ報酬ヲ得テ家計ヲ補助スルカ如キ措置ヲ講スルコトハ、現下最モ必要ノコトナリトス。

第二 内職ハ是ノ如キ利益ト効果アリ

内職ヲ行フコトニ依テ得ル所ノ利益ト効果トハ、世人ノ豫想ヲ超越シテ甚
大ナルモノアリ。今便宜上五、六ノ項目ニ分チテ之ヲ説示セントス。

一 家計ノ困難ヲ軽減セシム 本項ハ内職ニ従事セントスル直接ノ目的ナ
ルヲ以テ、殆ント説明ノ要ヲ認メス。其額ノ多少ニ拘ハラズ、収入ノ増
加ハ生活難ヲ緩和スルコト當然ノコトナリ。

二 家庭ノ基礎ヲ鞏固ナラシム 日々ノ生活ニ逐ハレテ、何等ノ餘財ナキ
カ如キハ、一家ノ安全ヲ保持スル上ニ於テ甚タ危険ナルコトナリ。宵越
ノ金ハ遣ハヌ江戸兒氣質ハ、今日ニ於テ學フヘキ所ノモノニ非ス。又人
ハ疾病ナキニ非ス、死亡亦然リ。其他水災火災等不時ノ災害モ固ヨリ絶
無ヲ保スヘカラサルヲ以テ、是等ノ場合忽チ生活上ノ常調ヲ失シ、一層
ノ困苦ヲ増スカ如キニ於テハ、一家ノ不幸之レヨリ大ナルハナキナリ。
故ニ内職等ニ従事シ少許ノ餘資ト雖、之ヲ蓄積シテ此種ノ場合ノ準備ニ
心懸クルアラハ、其家庭ノ基礎ハ茲ニ益々鞏固ヲ加フルニ至ラン。

三 勤勉ノ風習ヲ馴致セシム 「稼クニ追付ク貧乏ナシ」。不勤勉、懶惰之レ
最モ戒シムヘキコトナリ。而カモ人之ヲ知リテ、尙勤勉ナラサルモノ少
カラサルハ何ソヤ。今家族カ家事向ノ仕事ニノミ従事セル場合ヲ想像ス
ルニ、其家族ノ員數、老幼其他家庭ノ状態如何ニ依ルコト勿論ナリト雖、
多少ノ餘暇ナキハ多ク之レナカルヘシト思料セラル。此餘暇ハ即チ人ヲ
懶惰ニ導カントスル所ノモノニシテ、無駄話、時間潰シノ新聞讀ミ、或
ハ所謂井戸端會議ナト皆此餘暇ヨリ生シ、延テ慣習トナルニ至ルモノナ
リ。若シ此餘暇ヲ轉シテ内職ニ従事スルコトハ、セハ、竟ニ無駄話モ止ム
ヘク、且ツ收入ヲ得ルノ期待ト樂シミトヨリシテ、家事向ノ仕事モ手早
ク片付ケテ之ニ從ハントシ、自然一家ヲ擧ケテ勤勉ノ風習ヲ馴致スルニ
至ルハ必然ノコトハ、ス。而シテ這ハ收入以外別ニ大ナル所得トモ見做ス
ヘキモノナリ。

四 金錢ノ貴重ナルコトヲ知了セシム 収入増加ヲ圖ルハ極メテ必要ノコ
トナリト雖、一面其支出ノ減少ヲ企ツルハ更ニ一段ノ緊切事ニ屬ス。夫
カ終日營々トシテ働キ、其得タル幾許ノ報酬中ヨリ、妻カ綺麗ナ着物ヲ

着タシト云フカ如キハ、是レ皆金錢ノ貴キコトヲ十分ニ知了セサルノ結果タリ。内職ヲ行フテ自ラ勤勞シ、而シテ得タル所ノ報酬ヲ思フテハ、少額ノ金錢ト雖之ヲ無益ニ費サントスル考ノ出ツルモノニ非ス。儉約是レ家計ヲ行フ上ニ於テ最モ必要ノ心懸ナリ。而シテ這ハ自ラ仕事ニ從ヒ報酬ヲ得ルコトニ依テ、直チニ痛切ニ之ヲ理會スルコトヲ得ヘシ。

五 子女ノ無駄遣ヲ少ナカラシム

子女ノ小遣モ之ヲ與フレハ割合ニ大キクナルモノナリ。長スルニ隨テ益然リ。然レトモ這ハ殆ント與フルノ要ナキモノトス。子供ニ金ヲ持タセテ駄菓子ヲ買フニ任カセ、又ハ活動寫眞ノ如キヲ觀覽セシムルハ無益ノ出費ヲ重ヌルモノナル外、衛生上教育上亦甚タ不可ナリ。是ノ如キハ其母親カ多ク金錢ノ貴フヘキヲ知ラサルヨリ茲ニ至リ、子女モ亦之ヲ知ラスシテ成長シ、長シテ尙金錢ヲ輕ニスルニ至ルモノトス。若シ家族カ内職ニ勤勞シツ、アリトセンカ、母親カ之ヲ自覺スルノ外、日常之カ事實ヲ見聞スル子女ハ必スヤ勤勉ナル良習慣ヲ養ヒ得、無駄遣ノ如キハ自然之ヲ爲サ、ルニ至ラン。

六 惡風ニ感染スル機會ヲ少ナカラシム

小人閑居シテ不善ヲ爲ス。人ハ

暇カアレハ善イコトヨリモ惡イコトヲ覺ユルモノナリ。殊ニ惡友ト交ハリ、自己モ亦遂ニ齒ヒセラレサルニ至ルカ如キハ、素ト餘暇アルヨリ來ル。故ニ家族一同電勉セハ、是等ノ機會ハ殆ントナカルヘシ。

七 家庭ノ平和ヲ保持セシム

家庭ノ平和ハ人生ノ至幸ナルモノナリ。嘗

テ或華族ノ夫人カ、水上荷足船中ニ住スル夫婦ノ互ニ談笑シ、相扶ケテ船ヲ操リツ、アル有様ヲ目撃シテ、羨マシト言ハレタリトノ話ヲ耳ニセリ。即チ人生ノ幸福ハ、貧富ノ如何ヨリモ家庭ノ平和ニ存スルコト、敢テ言議スル迄モナキコト、ス。妻ハ夫ノ働キヲ足ラストシ、其收入少ナキヲ責メ、夫ハ爲ニ所謂自暴ケ酒ヲ煽ル様ニナリテハ、家庭ノ平和ハ到底望ムヘカラス、妻ハ家ニ在リテ内職ニ勵ミ、夫ハ家計ヲ顧慮シテ行蹟ヲ慎ミ、職務ニ勤勉シ、餘暇アルニ當リテハ自己モ亦内職ニ從フニ至ラハ、一家團欒ノ樂ヲ享ケ、其家庭ハ絶エス春風駘蕩ノ趣アラシ。而シテ「夫婦和スルハ家庭ノ肥ナリ」ノ言ノ如ク、漸次信用モ加ハリ身上モ裕カニナリ行クヘキハ、是レ亦當然ノ結果ナリ。

以上ノ外之ニ伴フ直接關接ノ利益ハ尙鮮カラサルヘク、且ツ一面國產獎勵

生産増加ノ一方法トモナリ、國家ノ立場ヨリ考フルモ、其効果ハ甚々大ナルモノトス。

第三 内職ハ恥ツベキコトニ非ス

内職ノ利益ト効果トハ十分ニ會得シナカラ、之ニ従事スルヲ恰モ何等カノ耻辱ノ如ク考へ、隨テ之ヲ行フコトヲ躊躇スル者アリ。或ハ公然之ニ従フコトヲ厭ヒ、已ムヲ得スシテ之ニ従フモ自ら卑下シ、若ハ秘シテ語ラサル者アリ。是レ時勢ノ變轉ヲ思ハサル甚シキ謬見ニシテ、以下記載スルカ如ク決シテ耻ツヘキモノニ非サルノミナラス、寧ロ反テ誇ルヘキ所ノモノニ屬ス。

一 日本ニ於ケル家庭ノ慣習 家庭ニ於ケル日本在來ノ慣習ハ、家長ノミ勤勞シ、家族ハ當然座食スルモノトセラレタリ。隨テ家族ハ收入ノ途ニ携ハラサルヲ家庭ノ常態ト爲シ、美服ヲ纏ヒ悠長ニ暮スヲ自然何等カ上品ナル、又何等カ名譽ナルカ如ク見做サレタル時代アリ。其結果内職ヲ

行ヒ賃銀ヲ得ルハ、恰モ一家ノ窘窮ヲ表白スルカ如ク、否ラサル迄モ吝嗇ナルカ如ク他ニ思料セラレンコトヲ厭フニ至レルモノニシテ、世人モ亦爾カ蔭口ヲ聞クコトノ全ク之レナキニ非サルナリ。然レトモ今ヤ時勢ハ一轉セリ。是ノ如キ思想ハ現在ノ實狀ニ適合セス。又此方針ヲ襲ハントスルモ、多數ノ家庭ハ之ヲ難シトスル實際ニ逢着シツ、アルナリ。

二 外國ニ於ケル家庭ノ慣習 翻テ外國ニ於ケル家庭ノ狀況ヲ顧ルニ、彼ノ目下獨軍ノ蹂躪スル所トナレル白耳義ノ如キハ、國土極メテ狭小ナルニ拘ハラズ、其富ヲ以テハ世界ニ濶步セリ。瑞典、那威ノ如キモ地ハ北歐ノ一隅ニ偏在シ、疆域亦大ナルニ非スシテ、而カモ富ニ於テハ割合ニ稱スヘキモノアリ。其原因或ハ商工業ノ發達セル、或ハ漁業若ハ海運事業ニ努力セル等各種ノ事情アリト雖、國民總テ勤勉ニシテ殊ニ家庭ニ於ケル副業即チ内職ノ盛ンナルコトモ亦與テ力アリ。是等諸國ノ婦人ハ常に刺繡及編物ノ如キニ従事シ、何等恥辱トセス。而シテ之カ産額尠カラサルヲ以テ、其輸出ニ依テ國富ヲ増進シツ、アルコト、蓋シ甚々大ナルモノアルナリ。

前叙要スルニ、之ヲ恥辱ノ如ク思考スルハ、日本ニ於ケル在來ノ慣習上然ルモノナリ。諸外國ニ於テ恥辱トセサルモノ、豈獨リ我國ニ於テノミ之ヲ恥辱トスヘケンヤ。假ニ我家庭ニ於テモ亦從來副業ニ從事スル慣習ヲ養成セラレタルモノトセハ、毫モ恥辱トセサルヘキノミナラス、必スヤ之ヲ行ハサルヲ恥辱トセン。時勢ハ常ニ進展シ一所ニ停滞スルモノニ非ス。舊幕時代ノ慣習ヲ今日ニ墨守スル者ハ、竟ニ時勢ニ後レ、加之自ラ招キテ生活難ニ陥ルニ至ラン。各人皆勤勞シ世運ノ進歩ニ伴フコトハ、各家庭カ生活上ノ問題タルニ止ラス、個人トシテモ當ニ誇ルヘキコトナリ。

第四 内職ハ貧富ニ關係セズ

内職ヲ行フハ必スシモ家貧ナルカ故ニ非ス、其日ノ生活ニ逐ハル、カ爲メノミニ非サルコトハ、特ニ各人ノ三思ヲ要スル所トス。即チ此點ニ就テハ一層深ク了得セラレンコトヲ望マサルヲ得サルナリ。

一 準備金ノ蓄積 其日ノ生活ニ困ラサル者ト雖、既ニ説示シタルカ如ク

相當ノ準備金ヲ貯ヘ置クハ、極メテ緊要ノコトナルノミナラス、其額ノヨリ多カラシコトハ最モ望マシキ所トス。而シテ之ヲ貯ヘ其額ヲヨリ多カラシメントスルハ、相當ノ地位ニ在リ、相當ノ收入ヲ得ル者ト雖、頗ル困難トスル所ナルヲ以テ、是等ノ家庭ニ於テモ亦内職ヲ行フテ餘資ヲ作ルノ必要ハ、此以下ノ階級ニ屬スル者ト何等擇フ所ナキナリ。

二 人トシテノ義務 人ハ働クヘク生レタルモノナリ。一生無爲徒食スルカ如キハ、何ノ爲ニ生レタルカヲ知ラサルモノニシテ、是レ洵ニ恥ツヘキ事柄ナリ。「勞セサル者ハ食スヘカラス」トハ西人ノ言ナリ。即チ勤勉ノ生存上必要條件タルハ貧富ニ關係セス、人トシテノ義務ナリ。

三 國民トシテノ責務 國際競争ノ盛ンナル今日、國家ノ基礎ヲ強固ニシ、益々其發展ヲ圖ラントスルニハ、先ツ國富ノ増進ニ努力セサルヘカラス。我國ノ如キハ兵力強シト雖財力裕カナラス、爲ニ國際關係上損失ヲ醸生スルコト蓋シ鮮カラサルナリ。故ニ吾人ハ國民ノ一員トシテ國富ノ増進ヲ企圖スルハ、正ニ其責務トモ稱スヘキモノニシテ、男子タルト女子タルト、又家長タルト家族タルト、竝ニ富メルト貧シキトニ拘ハラズ、勤

儉力行相當ノ報酬ヲ得ルコトハ、亦實ニ一面國家ノ富強ヲ増ス所以ノ道ナリトス。

如上各方面ヨリ之ヲ觀察シテ、勤勞ノ必要ナルコトハ既ニ瞭カトナレリ。而シテ貧富ニ關セス、地位ニ關セス、男女ニ關セサルナリ。又勤勞ノ必要ハ勿論ナリト雖、吾人ノ目的ハ今茲ニ之ヲ一般的ニ大聲疾呼セントスルニハ非スシテ、只各人カ其家庭ニ於ケル餘暇ヲ勤勞ニ費スヘク、別言スレハ内職ニ費スヘク勸奨セント欲スルニ外ナラサルナリ。

第五 内職ノ撰擇及其適否

内職ヲ行フニ當リテハ其家庭ノ狀態、方法ノ難易、月收ノ多少等ニ就キ相當撰擇シ、之カ適否ヲ稽査セサルヘカラス。而シテ内職ハ必スシモ女子ニ限ラス、男子モ亦之ヲ等閑視スヘカラスト雖、茲ニ勸奨セント欲スルハ家内手内職ニ存シ、家内手内職ノ主要ノ目的ハ女子ニ在ルヲ以テ、以下記載セントスル事項モ亦女子ニ關スルモノ多キコトヲ諒トセラレンコトヲ望ム。

一 裁縫 曩ニ東京市内一、二等局従事員及其家族中、現ニ内職ニ從事シツ、アル員數及其種類等ヲ調査シタルニ、裁縫ヲ行ヘル者最モ多數ナル實狀（第七ニ於ケル従事者數參照）ヲ知ルコトヲ得タルハ、吾人ノ欣快ニ堪エサル所ナリ。裁縫ハ一般普通ノ家庭ニ於テ至極實行セラレ易ク、且ツ女子トシテハ必須ノ技能ニ屬スルヲ以テ、一面技能ノ上達トモナリ、即チ收入ト技能上達トノ兩方面ヨリ推考スルモ、之ヲ内職トシテ各人ノ行ハンコトハ吾人ノ切望スル所ナリトス。

二 「パテンレース其他」 「パテンレース」、「レース」、「ドロンウオーク」、刺繡、編物ノ如キハ共ニ頗ル手綺麗ニシテ、又甚ダ高尙ナル種類ニ屬ス。故ニ之ヲ相當程度ノ吏員ノ家庭ニ容ル、モ何等體裁惡シカラス。尤モ是等ハ最初多少ノ修習ヲ要スルコト勿論ナリ。尙目下歐洲戰亂ノ關係上、此方面ヘノ輸出ハ殆ント杜絶ノ狀態ニ在ルヲ以テ、當分餘リニ多ク之カ需要ヲ見サルヤモ知ルヘカラス。

三 麻糸織 至極簡單ナルモノニシテ何等ノ練習ヲ要スルコトナク、又何人モ容易ニ之ニ從事スルヲ得ヘク、且ツ如何ニ多數ノ内職従事者アリ又

仕上品アリト雖、需要超過ヲ來スコト殆ンド之レナシ、此點ニ於テハ誠ニ理想的内職ト稱スルヲ得ヘシ。只比較的勞銀少ナキヲ遺憾トスルモ、内職従事者ノ種類ニ依リテハ、此麻絲繼ヲ適當トスル向亦鮮カラサルヘシト思料セララル。東京市内ニ於テ之ニ従事スル者現在約五萬人ニ上ルト云フ。

四 各種ノ内職及其月收 各種ノ内職中、其一部ノ種類及月收額ヲ掲ケテ參考ニ資セントス。

種別	月收		備考
	終日従事	餘暇従事	
「バテンレース」 「シヤツ」、靴下等編物	七、八圓位 三圓乃至六圓位	二圓乃至四圓位 一圓五十錢乃至二圓位	従事者ハ過剩ヲ生スルコトナシ
麻糸繼	一圓五十錢乃至三圓位	五、六十錢位	
足袋縫	四、五圓位	一圓五十錢乃至二圓位	
鼻緒縫	五、六圓位	一圓五、六十錢位	
菓子袋張リ	三圓乃至六、七圓位	一圓七、八十錢位	
狀袋張リ	四、五圓乃至七、八圓位	二、三圓位	

齒磨揚枝毛植	三圓乃至五圓位	一圓内外	多少視力ヲ疲勞セシムル虞アルガ如シ
刷毛製造	三、四圓乃至六、七圓位	二圓内外	
印刷物折疊ミ	七、八圓位	二圓五十錢内外	
麻裏草履裏付ケ	二、三圓乃至六、七圓位	一圓乃至二圓五十錢位	

月收額ハ單ニ其大體ノ見當ニ過キス。且ツ以上ハ普通賃銀トモ稱スヘキ大體ノモノナルヲ以テ、其人ニ依リ熟練ノ程度ニ依リ若ハ従事時間ノ長短ニ依リ、高低多少ヲ生スルハ固ヨリ其所ナリ。

内職ノ種類ハ甚タ多ク隨テ各家庭ニ對シ適否アルコト裁縫、「バテンレース」其他及麻糸繼ノ項ニ於テ説示シタル所ノ如シ。其他尙家族ノ員數、間取りノ廣狹、餘暇ノ長短、家族中同一内職ニ従事シ得ヘキ者ノ有無、男女ノ別、老人小兒ノ有無、年齢、強弱、技能、嗜好ノ如何ニ依テ更ニ其適否ヲ撰擇スルノ要アルヘシ。例セハ前記印刷物ノ折疊ミノ如キハ可也ニ嵩サ高キモノナルヘキヲ以テ、之ヲ行フニ當リテハ先ツ間取りノ廣狹、小兒ノ有無等ニ就テ、相當考慮セサルヘカラサルカ如シ。又内職中ニハ時期ニ依リ繁閑アルモノ、或ハ仕事ノ一時中絶スルモノナキニ非ス。是等モ亦内職撰擇上

従事者ニ於テ、豫メ知悉シ置クヘキコトナリトス。

第六 各種内職ニ對スル説明

内職獎勵上其修習方法及難易竝ニ月收ノ如何等ヲ略説スルハ、其大體ヲ各人ニ知得セシムルノ外、今後之ニ従事セントスル者ニ對シ、多少ノ利便ヲ與フルモノタルヲ疑ハス。依テ相當調査ノ上爲參考茲ニ之ヲ掲ク。而シテ説明及知了ノ便宜上、左記十四ノ項目ニ分テ之ヲ説示スルコト、セリ。尤モ記載ノ複雑ヲ避ケンカ爲メ、以下説明上ニ於テハ一々項目ノ掲記ヲ省略シ、單ニ(1)(2)(3)等ノ如ク之ヲ表示シタルヲ以テ、通讀ノ際相對照セラレシコトヲ望ム。

記

- (1) 説明
- (2) 修習方法及其難易
- (3) 内職上器具機械ノ要否

- (4) 人ニ依ル適否及餘暇利用ノ關係
- (5) 疲勞ノ程度
- (6) 賃銀
- (7) 時期ニ依ル賃銀ノ高低
- (8) 時期ニ依ル繁閑
- (9) 仕上期日指定ノ有無及仕上量ノ多寡ニ基ク内職供給者側ノ便否
- (10) 製品夥多ヲ來スコトノ有無
- (11) 仕上品ノ持參量持參方法及賃銀支拂方法
- (12) 紹介ノ要否
- (13) 仕上品ノ販路
- (14) 本内職ヲ供給スル問屋若ハ商店

一 「バテンレース」

- (1) 白糸ニテ種々ノ飾ヲ附シテ編ミタル「リボン」様ノモノヲ圖紙通りニ縫ヒ付ケ、更ニ之ヲ編ミ合セテ一枚トスルモノニシテ、皿敷、窓飾、椅子掛、卓子覆、寢臺掛等ニ用ユルモノナリ。

- (2) 種類ニ依リテ難易アルモ最モ單純ナルモノハ約三日間、複雑ナルモノト雖約二週間ニシテ習熟スルコトヲ得ヘシ。尤モ本人ノ希望ニ依リ一部分宛追々ニ修習スルモ支ヘナキヲ以テ、左程困難ヲ感スルコトナシ。又問屋ニ依リテハ最初教授料トシテ二十錢ヲ徴收シ、其後工賃五圓ニ達スルニ及ヒテ之ヲ返付スル仕組ノモノモアリ。
- (3) 特別ノ器具機械ヲ要セス、單ニ裁縫用針、針アラハ足レリ。
- (4) 老若男女ヲ問ハス從事シ得ルモ、普通裁縫ヲ爲シ得ル女子ヲ最モ適當トス。又終日之ニ從事スルモ餘暇ヲ利用スルモ何等差支ナシ。
- (5) 稍々緻密ナル仕事ナルヲ以テ、最初見習中ハ肩及目ニ多少ノ疲勞ヲ來タスモ、慣ルレハ休息ヲ要スル程ノコトナシ。
- (6) 最初ノ内ハ一日三錢ヨリ五錢位、普通慣レタル者ハ十六、七錢位、最モ熟練シタル者終日熱心之ニ從事セハ、最高三十錢ヨリ三十五錢位迄ヲ得ルニ至ル。餘暇ニ從事スルトセハ十四、五錢位カ止リナルヘシ。
- (7) 時期ニ依リ稀ニ高低アルコトアリ。
- (8) 「クリスマス」等ニ使用セラル、コト多キヲ以テ、十、十一、十二月

ハ繁忙ナリ。

- (9) 着荷ノ都合及各従事者ニ交付スル原料數量等ニ依リ、其都度期日ヲ指定シテ之ニ従事セシム。尙期日ヲ指定セサル時ト雖、一ヶ月約二打(工賃約二十七錢)以上ヲ仕上クルニ非サレハ從事セシメサル向モアリ。
- (10) 仕上品ノ夥多ヲ來サス。従事者ヲシテ手ヲ空シクセシムルカ如キコトナトシ。
- (11) 仕上品ハ各自持參スルコト、セルモ、場合ニ依リテハ取集ムル向モアリ。賃銀ハ其都度支拂フモノトス。
- (12) 紹介ヲ要セス。
- (13) 其大部分ハ歐米各國及濠洲、印度地方へ輸出セラル。
- (14) 下谷區上車坂町二一 田中商店
- 同 區西黒門町一五 松田商店

其他不詳

二 毛糸「シャツ」、靴下編

- (1) 毛糸等ヲ以テ「シャツ」、靴下等ヲ編上ルモノナリ。
- (2) 編方ハ單純ナルヲ以テ、多少編針ヲ手ニセシコトアル人ハ二、三日
實習セハ可ナリ。
- (3) 編針數本ノ購入ヲ要ス。
- (4) 従事者ハ女子最モ適當ニシテ老人ニハ不向ナラン、又餘暇ヲ利用從
事スルモ妨ケナシ。
- (5) 稍々細密ヲ要スル仕事ナルカ故ニ、終日従事スルトセハ二時間位ノ
休息ヲ要スヘシ。
- (6) 最初一ヶ月間ノ收入ハ五、六十錢ニ過キサレトモ、熟練者ハ三四乃
至六圓近クヲ得ルニ至ル。夜間利用者ハ熱心ニ従事シテ平均一圓五十
錢乃至二圓内外ナルヘシ。
- (7) 高低ナシ。
- (8) 毎年七月頃ヨリ翌年二月頃迄ハ最モ繁忙ヲ呈シ、三月ヨリ五月頃迄
ハ稍々閑散ナリ。
- (9) 別ニ仕上期日ヲ指定セサルモ、可及的速カナルヲ望ム。

- (10) 需用ノ如何ニ依リ夥多ヲ來ス場合ナシトセス。
 - (11) 仕上品ノ持參量ハ別ニ定限ナク内職従事者ノ便宜ニ依ル。賃金ハ月
二回ニ支拂フ向ト、持參ノ都度引換ニ支拂フ向トアリ。
 - (12) 紹介ヲ要セス。
 - (13) 市内ノ外主トシテ北陸、東北、北海道、滿洲、朝鮮地方。
 - (14) 小石川指ヶ谷町一四六 鈴木 久之助
- 其他不詳

三 「シャツ」ノ縫付

- (1) 「シャツ」ノ編上ケタルモノニ胴ト袖トヲ縫付クルモノトス。
- (2) 殆ント修習ヲ要セス、針ノ心得アラハ足レリ。
- (3) 普通ノ縫針ヲ要スルノミナリ。
- (4) 老若男女何人ニテモ之ニ従事シ得ヘク、餘暇ヲ利用シテ之ヲ行フモ
何等支ヘナシ。
- (5) 休息ヲ要スル程ノコトナシ。
- (6) 一日約八時間ヲ従事スルモノトシテ一ヶ月三圓位ヲ得ヘク、夜間ノ

- ミ之ニ從フモノトスレハ一圓五十錢位ナラン。一枚ノ縫賃二錢五厘。
- (7) 時期ニ依ル高低ナシ。
- (8) 六月頃ヨリ十月頃迄ハ繁忙ナルモ二、三月頃ハ閑散ナリ。
- (9) 別段ニ定メス、又供給者側ニ於テモ不便トスルコトナシ。
- (10) 夥多ヲ來タスコトナシ。
- (11) 大抵一日分宛仕上品ヲ其問屋若ハ商店へ持參セシムルモ、繁忙ノ際ハ取リニ行クコトモアリ賃銀ハ十四日、晦日ノ兩日ニ之ヲ支拂フ、紹介ヲ要セス。
- (12) 北海道地方。
- (13) 神田區末廣町一〇
- (14) 其他不詳
- 但シ本所、深川邊ニハ此内職ヲ扱フ向多シト云フ。
- 太田 商店 (二三名位)

四 麻糸繼

- (1) マニラ麻糸ノ極メテ細ク赤色ヲ帶ヒタル一箇所ヲ切り去リ、機結ヒニ繼キ、繼キ目ハ根元ヨリ切り取り、原料百匁ヲ約八十匁ニ仕上ケ之

ヲ玉絲トナスモノトス。

- (2) 簡易ナルヲ以テ特ニ修習ヲ要セス。
- (3) 各自持合セノ缺一挺及繼キタル糸ヲ入ルヘキ籠又ハ箱ノ如キモノ一箇ヲ要ス。尙近來機械ヲ販賣セルモ其成績不良ナル由。
- (4) 老若男女ヲ問ハス從事シ得ルモ中年ノ女子ヲ最モ適當トス。又勞銀低キヲ以テ餘暇ヲ利用スルハ甚タ可ナリ。
- (5) 別ニ疲勞ヲ認メス。
- (6) 普通ハ一ヶ月一圓五十錢位ヨリ三圓位迄ヲ收得シ得ルモ、餘暇ニ從事スルモノトセハ一ヶ月五、六十錢位ノモノナルヘシ。
- | | | | |
|-----|-------------|------|--------|
| 上等品 | 白色ニシテ最モ細キモノ | 十匁ニ付 | 四錢乃至六錢 |
| 中等品 | 少シク太クシテ長キモノ | 同 | 四錢位 |
| 下等品 | 太クシテ長キモノ | 同 | 三錢位 |
- 終日熱心ニ從事セハ上等品十匁ヨリ三十匁迄、中等品三十五匁乃至四十匁、下等品約五十匁迄ヲ仕上クルコトヲ得ヘシ。
- (7) 横濱ニ於ケル製品ノ相場及糸ノ原價又ハ需要ノ關係上、上等品四錢乃至七錢位迄高低シ、中等下等品亦之ニ倣ヒ高低スルコトアリ。

- (8) 輸出及注文等ノ狀況ニヨリ一定セサルモ、毎年一、二、三月ハ頗ル閑散ノ時期ニシテ、初夏ニ入り最モ繁忙ヲ呈ス。但シ内職従事者ニハ影響セス。
- (9) 仕上期日ハ別ニ指定セス。又仕上高ノ如何ニ依ル内職供給者側ノ便否ナシ。
- (10) 仕上品ノ夥多ヲ來タスコトナシ。
- (11) 仕上品ノ持参量ニ就テハ一定セサルモ、多クハ凡ソ一斤位ニ達シタル場合之ヲ持参シ、其都度賃銀ノ支拂ヲ受クルモノトス。
- (12) 紹介ヲ要セス。
- (13) 夏帽子ノ原料トシテ主トシテ英國、南米、北米地方へ輸出ス。
- (14) 本所松坂町二ノ七 野呂 彦太郎
- 小石川區戸崎町五三 矢部 彌七(附近居住ノ者ニ限ル)
- 京橋區佃島西町二ノ一 渡邊 清平
- 四谷區谷町二ノ二三 竹田 支店(二、三十人ノ所ニ要アリ)
- 本所區長岡町四五 坪野 商店

- 同 區中ノ郷業平町二四五 佐藤 藤太
- 牛込區山吹町 白須 商店
- 下谷區仲御徒町一ノ六六 三村 商店
- 品川 大西 商店
- 同 柳澤 商店
- 上澁谷七六 鈴木 岩次郎
- 角筭新町二五 魚野商店事 根 彦七
- 其他不詳

五 麻紐織

- (1) 各郵便局拂下ニ係ル使用済把束用ノ麻紐ヲ繼キ合スモノトス。
- (2) 何等六ヶ敷コトニ非サルヲ以テ即日直チニ従事スルコトヲ得。
- (3) 何等ノ器具機械ヲ要セス。
- (4) 座シテ指頭ヲ働セハ足ル仕事ナルヲ以テ、男女老幼ニ拘ハラヌ又時間ニ關係ナク之ニ従事スルヲ得ヘシ。
- (5) 疲労ヲ覺ユル程ノモノニ非ス。

- (6) 簡單ナル仕事ナルヲ以テ隨テ之ニ對スル賃銀ハ極メテ低ク、一貫目十四錢ノ割合ナリ。而シテ最初一ヶ月約一圓七、八十錢位ノ收入ヲ得ヘキモ、如何ニ熟練スルモ一ヶ月四圓ヲ超過スルコトハ至難ナリ。又餘暇ノミヲ利用スルモノトセハ、熱心ニ從事シテ一ヶ月一圓七、八十錢ヲ得ハ、先ツ成績良好ナル方ナルヘシト云フ。
 - (7) 時期ニ依リ賃銀ノ高低ナシ。
 - (8) 繁閑ナシ。
 - (9) 期日及仕上量共ニ従事者ノ隨意ナリ。
 - (10) 夥多ヲ來タスコトナシ。
 - (11) 仕上品ノ持參量ハ別段ニ定メス、相當數量ニ達シタルトキ持參スレハ其都度賃銀ヲ交付ス。
 - (12) 紹介ヲ要セス。
 - (13) 不詳
 - (14) 淺草光月町一
- 其他不詳
- 杉本商店

六 足袋甲縫

- (1) 一定ノ寸法ニ裁チタル甲ヲ手縫トスルモノ (底及コハゼ付ヲ除ク) ナリ。
- (2) 多少運針ノ心得アル人ハ修得極メテ容易ニシテ、約一週間ニテ習熟スルコトヲ得ヘシ。
- (3) 唯タ裁縫用針ヲ要スルノミ。但シ糸ヲ自辨スヘキモノナリ。
- (4) 老若男女ヲ問ハス。又餘暇従事スルモ内職給供者側ニ於テ不便ナシ。
- (5) 別ニ疲勞ヲ覺ユルカ如キコトナシ。
- (6) 一足ノ賃銀一錢三厘乃至一錢五厘トス。而シテ一日ノ縫上高熟練者ハ十二足位、未熟者ハ四足乃至八足位ノモノナリ。又餘暇ノミ之ニ従事スルモノトセハ、右ノ三分ノ一位ト見テ大差ナカラシ。
- (7) 繁閑ノ關係ニ依リ多少ノ高低アルコトアリ、又十月ヨリ十二月迄賃銀一割増トスル向モアリ。
- (8) 夏期ハ概シテ閑散十月頃ヨリ翌年一月ニ掛ケテハ最も繁忙ナリ。

- (9) 期日ハ指定セス。仕上數量モ從事者ノ隨意ニテ可ナリ。
- (10) 時期ニ依リ製品ノ夥多ヲ來タスコトナキニ非サルモ大ナル影響ナシ。
- (11) 持參量ハ多クハ之ヲ定メサルモ、一回二十足位トセル向ナキニ非ス。賃銀ハ仕上品ノ數量ニ對シ其都度支拂フモノト、月二回ニ支拂フモノトアリ。

(12) 紹介ヲ要セス。

(13) 市内及附近。

(14) 芝區南佐久間町一ノ一

大野屋商店

其他不詳

此内職ヲ扱フ商店ハ、比較的淺草鳥越又ハ田原町邊ニ多シト云フ。

七 足袋仕上げ

- (1) 足袋ノ甲ト底トヲ縫付ケ仕上ケヲナスモノトス。
- (2) 四、五日間經驗者ニ就キ修習スレハ十分ナリ。
- (3) 縫針ヲ要スルノミナリ尤モ糸ハ自辨スヘキモノトス。
- (4) 老若男女ニ關セサルモ、仕事ノ性質ヨリシテ女子ニ適スルコト當然

ナリ。餘暇ヲ利用スルモ支障ナシ、

(5) 左シテ疲勞セス。

(6) 一ヶ月二、三圓ヲ普通トスルモ、上達セハ四、五圓位ヲ得ルニ至ルハ困難ナラス。夜間若ハ餘暇ニ從事スルモノトセハ、一圓五十錢ヨリ二圓位ヲ普通トス、

(7) 多クハ高低ナキモ十二月ノ頃ハ割増ヲナスコトアリ。

(8) 十月ヨリ十一月、二月ヲ最モ多忙トシ、一月モ亦可也ニ繁忙ナリ。

(9) 平素ハ日時ヲ限ラサルモ、十二月ニ於テハ場合ニ依リ仕上ケヲ急クコトアリ。

(10) 仕上品夥多ヲ來タスコトナシ。

(11) 別段一定セサルモ、最初大體ノ定メニ依リ仕上品持參ノ都度賃銀ヲ支拂ヒ、又八月二回三回若ハ月末拂等多クハ從事者ノ隨意トスルモノナリ。

(12) 特ニ紹介ヲ要セス。

(13) 市内及近郷。

- (14) 淺草區高原町二二
本郷區湯島四丁目
同 區森川町

横澤商店
志村善太郎
濱田屋

其他不詳

八 鼻緒製造

- (1) 鼻緒ノ製造ハ單ニ鼻緒ト稱スルモ、内職上ニ於テハ種々ニ分類セラレ居レリ。即チ手縫、ミシン縫、返シ、引通シ、前坪、仕上ケ等ニ分カル、モノトス。
- (2) 輕易ナル仕事ナルモ横縫ハ熟達スル迄ニ約一、二週間ヲ要スヘク、前鼻緒ノミナラハ五、六日ヲ以テ熟達ス。又ミシン縫ハミシンノ心得アルヲ要シ、熟達迄ニハ二十日ヲ要スト云フ。
- (3) 針ノ外糸代ヲ自辨スルヲ要ス。又ミシン縫ハ「ミシン」(價格約八圓)ヲ自辨スヘキモノトス。
- (4) 何人ニテモ從事シ得サルコトナキモ、一種ノ針仕事ナルヲ以テ運針ノ心得アル婦女子ニ最モ適當セリ。餘暇ヲ利用スルモ差支ナシ。

但シ仕上ケハ最モ大切ナルモノナルヲ以テ、餘程習熟シタル上ナラテハ從事セシメス。又本天ブラシノ如キ上等品ハ仕事ノ粗惡ヲ厭フヲ以テ、可成中流家庭ノ妻子等ヲ希望スト云フ。

(5) 多少根氣ヲ要スルモ別ニ疲勞ヲ覺エス。

(6) 始メノ間ハ二圓位ニ過キサレトモ、熟練スルニ從ヒ五、六圓ヲ得ルニ至ル、夜間又ハ餘暇利用者ハ一圓五、六十錢位ナリ。賃銀ハ品物ノ上下習熟ノ程度如何ニ依ルモ大約左ノ如シ。

手縫	百足ニ付	五錢
ミシン縫	同	四錢
返シ	同	二錢
引通シ	同	五錢
前坪	同	四錢
仕上ケ	同	十八錢

- (7) 需用及商勢ノ如何ニ依リ多少高低アルコトアリ。

- (8) 七月頃ヨリ漸次年末ニ至リ最モ繁忙トナル。
 - (9) 内職者ノ隨意ナルモ、稀ニハ注文ノ都合等ニ依リ日限ヲ定ムルコトアリ。
 - (10) 商況ノ不振等ニ基キ製品ノ夥多ヲ來タスコトナキニ非サルモ大ナル影響ナシ。
 - (11) 持參量ニ於テハ制限ナシ。貨銀ハ其數量ニ對シ引換ニ支拂フ。
 - (12) 特ニ紹介等ノ手數ヲ要セス。
 - (13) 市内及近縣滿洲方面ニモ輸出セラル。
 - (14) 下谷區竹町一
淺草聖天横町一八
同 猿若町三ノ二〇
小石川區餌差町三四
- 共 益 社
- 市 田 商 店(三、三人)
間 島 宰 次 郎
山 内 商 店
- 其他不詳

九 藥袋張り

- (1) 病院藥種店等ニテ使用スル藥用袋ニシテ、折疊ミ糊付ケニスルモノトス。
- (2) 最モ單純ナルモノニシテ、其仕方ノ順序ヲ一見スレハ直チニ了解シ得ヘシ。
- (3) 糊付ケ用刷毛一個及糊板一枚アラハ足レリ。糊ハ自辨トス。
- (4) 極メテ簡易ニシテ老若男女ノ區別ナク何人ト雖從事シ得ルモ就中十二、三年以上ノ女子ヲ適當トス。
- (5) 別段疲勞スル程ノコトナシ。
- (6) 普通一ヶ月三、四圓トナル、餘暇ヲ利用スル者ハ其人ノ器用不器用ニ依ルモ約二圓内外ト見レハ可ナラン。袋千枚七錢位ノ貨銀トス。
- (7) 時期ニ依リ高低アルコトナシ。
- (8) 格別ノ繁閑ナキモ、割合ニ秋冬ハ閑散ナルカ如シ。
- (9) 一定ノ期日内ニ仕上ケサレハ時々不便ヲ感スルコトアリ。
- (10) 別ニ夥多ヲ來タス等ノコトナシ。
- (11) 持參量ハ一定シ居ラサルモ、凡ソ一回五百枚乃至千枚位取纏メ持參セシメ現品引換ニ貨銀ヲ交付ス。

(12) 紹介ヲ要セス。

(13) 各藥種店及病院ノ注文品トス。

(14) 淺草阿部川町一三

河内商店(四、五人)

其他不詳

一〇 菓子袋張り

(1) 裁チタル紙ヲ折疊ミ糊付ケニスルモノトス。

(2) 至極簡單ニシテ別ニ修習スルノ要ナシ。

(3) 篋及糊板ヲ要ス。糊ハ自辨又型板等ヲ貸與ス。

(4) 老若男女ノ別ナク直チニ從事スルコトヲ得ヘシ。

(5) 差シタル疲勞ナシ。

(6) 終日之ニ從事スル者ハ一ヶ月約三圓ヨリ六、七圓位ノ收入トナルモ、

餘暇ノミ利用スルモノトセハ一圓七、八十錢ヲ出テサルヘシ。

(7) 賃銀ノ高低ナシ。

(8) 年中通シテ著シキ繁閑ナシ。

但シ春秋兩季ニ入レハ多少需用ノ増加ヲ見ルコトアリ。

(9) 期日ハ指定セス、内職者ノ隨意ニシテ供給者側ニ於テモ亦不便トスルカ如キコトナシ。

(10) 仕上品夥多ヲ來タスコトナシ。

(11) 従事者ノ都合ニ依リ相當數量ニ纏マリタルトキ持參シ、賃金ハ其都

度引換ニ支拂フモノト、月二回ニ支拂フモノト各問屋若ハ商店ニ依テ

異レリ。

(12) 多クハ紹介ヲ要セサルモ、近隣若ハ現在従事者中ヨリ紹介ヲナサシ

ムル向モアリ。

(13) 市内及近縣ノ菓子商

(14) 不詳

一一 狀袋張り

(1) 菓子袋張りニ同シ。

(2) 方法簡易ニシテ三、四日ヲ以テ修得シ得ルト雖、熟練者トナル迄ニ

ハ相當ノ日數ヲ要ス

(3) 篋及糊刷毛及糊板ヲ要ス。

- (4) 男女老幼ヲ問ハサルモ可成年若キ者ヲ希望ス。又餘暇ニ從事スルモ可ナリ。
 - (5) 別段ノ疲勞ヲ認メサルモ、終日從事スルトセハ一、二時間休息ヲ要セン。
 - (6) 一ヶ月平均四、五圓ヨリ七、八圓ノ收入トナルヘク、又餘暇ニ從事スル者ハ二、三圓以内ナルヘシ。
 - (7) 高低ナシ。
 - (8) 夏季ハ閑散ニシテ秋ヨリ春ニ至ル間繁忙ナリ。
 - (9) 需用及注文等ノ關係ヨリ、指定スルコト、セサルコト、アリ。
 - (10) 製品ノ夥多ヲ來タスコトアリ。
 - (11) 持參量ハ別ニ之ヲ定メス。賃銀支拂ハ毎月二回精算ス。
 - (12) 紹介ヲ要セス。
 - (13) 市内及内地各地。
 - (14) 牛込區西五軒町三九
- 山田 治兵衛(多數ヲ要セス)
- 其他不詳

一二 齒磨楊枝毛植

- (1) 竹揚枝ニ毛ヲ植ウルモノトス。
- (2) 修熟稍々困難ニシテ従事者ノ器用ナルト否トニ依ルヘシト雖、普通二ヶ月乃至五ヶ月位實地ニ就キ修習セサレハ普通賃銀ヲ得ルコト至難ナリト云フ。
- (3) 針一本缺一挺ヲ以テ足レリ。
- (4) 老若男女ヲ問ハス従事シ得ルモ手先キノ仕事ナルヲ以テ、中年ノ女子ヲ最モ適當トス、餘暇ヲ利用シテ従事スルモ妨ケナシ。
- (5) 一日二時間位ノ休息ヲ普通トスルモ、虛弱者ニ在リテハ肩張り又視力ヲ疲勞セシムル傾アリ、概シテ衛生上餘リ良好ナル内職ニ非サルカ如シ。
- (6) 普通一ヶ月ノ收入三圓乃至五圓迄ニシテ、餘暇ヲ利用シテ従事スルモノトセハ一ヶ月一圓内外カ最高ナルヘシ。
- (7) 時期ニ依リ多少ノ高低アルコトアリ、例ヘハ屋外ノ仕事ニ困難ナル梅雨期ノ如キニ於テ、一時ニ従事者多數トナルトキハ賃銀低落ス。

- (8) 夏期ハ割合ニ繁忙ナル傾アルモ著シキコトナク、年中殆ント繁閑ナシト稱スルモ可ナリ。
- (9) 仕上期日ヲ指定セス、仕上品多寡ニ就テモ供給者側ニ於テ不便トセス。
- (10) 夥多ヲ來スコトナシ。
- (11) 普通一回百本位ヲ持參スルモノニシテ、賃銀ハ其都度支拂フ向ト月一回若ハ二回ニ支拂フ向トアリ。
- (12) 別ニ紹介ヲ要セス。
- (13) 市内及地方。
- (14) 下谷區車坂町一〇二
- 牛込横寺町三六
- 小石川指ヶ谷町
- 入江商店
- 篠原八郎(多數ヲ需用セズ)
- 島山與左衛門(附近ニ居住ノモノニ限リ十三、四名需用)

其他不詳

一三 刷毛製造

- (1) 靴刷毛、洋服用刷毛等 (揚枝毛植ヲ除ク) ニ毛植ナスモノトス。
- (2) 問屋若ハ商店或ハ在來ノ従事者ヨリ希望者ニ教ユルモノニシテ、左程容易ト云フ譯ニ非サルモ普通三、四日間ニテ大體ヲ知得スルコトヲ得、尤モ熟達スルニハ尙多少ノ日數ヲ要スヘシ。
- (3) 木製萬力ヲ要スルモ問屋若ハ商店ヨリ貸與シ、又針金ハ之ヲ交付スルモノトス。
- (4) 老年者ニハ適當ナラス。餘暇利用ニ就テハ何等支障ナシ。
- (5) 休息ヲ要スル程ノコトナシ。
- (6) 一日約十時間之ニ従事スルトセハ、一ヶ月三、四圓ヨリ六、七圓ヲ得ヘク夜間ノミトセハ二圓内外ナルヘシ。又各個ノ賃銀ハ品物ノ上等下等ニ依テ一定セサルモ普通左ノ如シ。
- 靴刷毛植手間 一個ニ付 二、三厘乃至六、七厘
- 洋服用刷毛手間 同 四、五厘乃至一錢四、五厘
- (7) 時期ニ依ル高低ナシ。
- (8) 毎年一、二、三、八、九、十ノ各月頃ハ比較的閑散ナリ。
- (9) 期日ハ指定セス、又仕上ケノ多寡ニ依ル供給者側ノ便不便ナシ。

(10) 仕上品夥多ヲ來タスコトナシ。

(11) 従事者ニ於テ持參スヘキモノナルモ取リニ遣ハスコトモアリ、賃銀ハ十四日、晦日ノ兩日ニ支拂フモノトス。

(12) 紹介ヲ要セス。

(13) 市内及地方。

(14) 不詳

一四 印刷物ノ折疊ミ

(1) 新聞紙大ノ印刷物ヲ八ツ折、又新聞紙半折大ノ印刷物ヲ四ツ折ニ折疊ムモノトス。

(2) 極メテ輕易ニシテ折方及其順序等ヲ一見スレハ直ニ了解スルコトヲ得ヘシ。

(3) 長サ一尺巾一寸位ノ篋一本ヲ要スルモ自製ノモノニテ足レリ。又三尺四方位ノ折臺アル方都合好シ。

(4) 男女ヲ問ハサルモ期日モノ多キヲ以テ老年者ニハ適當ナラス。又餘暇ヲ利用スルモ支ヘナシ。

(5) 大ナル疲勞ナク隨テ休息ヲ要スル迄ノコトナシ。

(6) 平均一ヶ月七、八圓ノ收入アルモ餘暇ニ従事スルモノトセハ二圓五十錢以内ナルヘシ。

此手内職ハ月末ハ至極繁忙ニシテ一日三十錢位ヲ働キ得ルモ、月初ハ殆ト仕事ナキ向アルヲ以テ、従事者ハ二、三ヶ所ノ間屋ヲ有シ手ノ空シカラヌ様ナサ、ルヘカラス。

八	ツ	折	千	枚	六	錢
四	ツ	折	同	四	錢	

(7) 毎年十一、二月ノ頃ニ於テハ一割増トスル向アリ。

(8) 毎年十月頃ヨリ翌年四月頃迄ハ著シク繁忙ヲ告ク。

(9) 月末ニ於テハ期日物多キヲ以テ敏速ナルヲ要ス、故ニ此際仕上期日ハ間違ハサル様ナスヘキモノトス。

(10) ナシ。

(11) 仕上品ハ製本業者ニ於テ運搬スルモノト、各自持參運搬スルモノトアリ。賃金ハ多クハ毎月一回月末計算支拂ヲナスモ十五日三十日トシ

テ支拂フ向モアリ。

紹介ヲ要セス。

- (12) 講義録雜誌其他ノ書類ナルヲ以テ販路トシテ記載スル能ハス。
- (13) 本郷龍岡町二一 原田製本所(二、三名)
- (14) 京橋區新榮町四ノ二 金村金之助(自宅ヨリ一丁以内ノモリ十名位)

同 區新港町一ノ一〇

清水榮松(四、五名)

京橋區采女町四

山口八重(多數要セス)

同 區木挽町二丁目

蜂谷寅吉同

同 區同 町一ノ一

積田トメ同

同 區八丁堀柳町

内田平吉同

小石川區戸崎町九五

金子福松同

其他不詳

一五 麻裏草履裏付ケ

- (1) 麻裏草履ノ裏へ組麻ヲ縫付クルモノトス。
- (2) 從來ノ従事者ニ就キ修習ヲ要スルモ困難ト云フ程ニ非ス、一週間乃

至十四、五日間ニテ習熟スルコトヲ得ヘシ。

- (3) 鉄、金槌、縫針ヲ要シ又竹ノ皮及麻糸ヲ自辨スヘキモノナリ。

- (4) 老人ニハ餘リ適當ナラス、餘暇ニ従事スルモ支ヘナシ。

- (5) 左シテ疲勞スル程ニ非サルモ、三時間ニ對シ三十分位ノ休息ヲ要セ

ン。

- (6) 殆ント終日之ニ従事スルトセハ一ヶ月二、三圓位ヨリ最高六、七圓

位ノ收入アルモ、餘暇ニ従事スルトセハ其三分ノ一位ナラン。十足ノ

勞銀大人ノ分十錢ヨリ十四錢迄、又小兒ノ分ハ六錢乃至七錢トス。

- (7) 賃銀ノ高低ナシ。

- (8) 多少ノ繁閑アリ概シテ夏期及冬期ヲ繁忙トス。

- (9) 別ニ定メス従事者ノ隨意トス。

- (10) 左シテ夥多ヲ來スコトナシ。

- (11) 持參量ハ一定セサルモ一回五十足位トスル向アリ。又仕上品ハ従事

者ヨリ持參セシムル向ト問屋若ハ商店ニテ持運ヒヲナス向トアリ。賃

銀ハ多クハ晦日拂ナルモ朔日、十五日ノ兩回ニ支拂フ向モアリ。

(12) 紹介ヲ要セサルモノ多キモ、現在従事者ノ紹介ヲ要スルコト、セルモノモアリ。

(13) 主トシテ市内及近郷ノ履物商、荒物商へ卸賣ス。

(14) 不詳

但シ本所深川邊ニハ此内職ヲ扱フ向甚タ多シト云フ。

以上

前記各種ハ必スシモ内職トシテ上乘ナリトスル理由ノ下ニ茲ニ之ヲ採録シタルニ非ス。只一ニ調査上ノ便宜ニ基キタルモノニ過キササルヲ以テ、之ニ従事セントスル者ハ本調査ヲ參考トスルノ外、更ニ進ンテ相當聞合セラレシコトヲ望ム。又其間屋若ハ商店ノ如キモ、多クハ東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ供給ヲ受ケツ、アリテ、多少タリトモ尙従事者ヲ要スト稱スル向ヲ記載シタルニ止ルヲ以テ、此以外更ニ多數ノ間屋若ハ商店ノ存在スヘキハ當然ナルカ故ニ、其大小信用ノ程度等ニ就テハ、特ニ各人ノ十分ナル調査ト注意トヲ望マサルヲ得サルナリ。

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族ガ現ニ従事シツツアル内職ノ種類員數並其月收額

東京市内一、二等局従事員（電話交換手及同主事補ヲ除ク）及其家族カ現ニ従事シツ、アル内職ノ種類ハ、左記ノ如ク百七種ノ多數ニ上レリ。此種類モ亦多少ノ參考資料タル價值アルヘシト信ス。而カモ以上各局ニ勤務セル従事員ハ、前記電話交換手及同主事補ヲ除キタル雇員ノミニシテ、既ニ一千四百人ヲ超エ、下級ノ判任官ヲ之ニ加フルニ於テハ、優ニ二千人ヲ算ス。又傭人ハ更ニ多數ニシテ約二千八百人ヲ計上セルニ拘ハラズ、内職従事者ハ是等ノ家族ヲ併セ吏員ニ於テハ僅ニ百十一人、傭人ト雖尙四百九十四人ニ過キササルカ如キハ甚タ遺憾トスル所ニシテ、内職獎勵ノ必要ハ、此統計ニ依テ一層切實ニ之ヲ感得セサルヲ得サルナリ。其種類員數月收額等左ノ如シ。

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル
内職ノ種類員數並其月收額

四四

種別	従事者		計數	月收額 最高 最低
	吏員及其家族	備人及其家族		
裁縫	77	170	247	117000 07000
洗濯及洗張	6	8	14	16000 00000
狀袋張	1	5	6	10000 00000
砂糖菓子袋、其他紙袋張	1	1	2	13000 00000
乾物入袋張	1	1	2	6000 00000
紙風船張	1	1	2	26000 00000
目薬入、ボール箱其他箱張	1	1	2	27000 00000
マツチ箱張	1	1	2	15000 00000
提灯張	1	1	2	19000 00000
團扇張	1	1	2	34000 00000
團扇骨編	1	1	2	18000 00000
カルタ張	1	1	2	20000 00000
レター	1	1	2	20000 00000
バテンレース	1	1	2	30000 00000
メリヤス、毛糸及其他ノ編物	3	3	6	03000 00000
メリヤス製造又ハ仕上	3	3	6	15000 00000
メリヤス手袋及其他ノ手袋編	2	2	4	14000 00000

種別	従事者		計數	月收額 最高 最低
	吏員及其家族	備人及其家族		
メリヤス靴下編	1	1	2	05000 07000
メリヤス穴カレリ	1	1	2	34000 00000
靴下爪先直シ	1	1	2	20000 00000
靴下ホグシ	1	1	2	40000 00000
毛糸解キ	1	1	2	30000 00000
眞田紐編	1	1	2	55000 00000
眞田製	1	1	2	55000 00000
鯨髻編	1	1	2	13500 00000
羽織紐物	1	1	2	20000 00000
組糸紐	1	1	2	25000 00000
組糸紐	1	1	2	36000 00000
組糸紐	1	1	2	25000 00000
打組紐	1	1	2	50000 00000
打組紐	1	1	2	15000 00000
刺繍	1	1	2	10000 00000
ハンカチーフ縫	1	1	2	30000 00000
ミンシ縫	1	1	2	30000 00000
洋傘ミシン縫	1	1	2	35000 00000
麻糸	1	1	2	50000 00000
麻糸繼及豚毛撰	1	1	2	60000 00000
麻糸繼	1	1	2	03000 00000
麻切	1	1	2	15000 00000

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル
内職ノ種類員數並其月收額

四五

第七 東京市内一、二業局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル
内職ノ種類員數並其月收額

種別	従事者		計數	月收額	
	吏員及其家族	傭人及其家族		最低	最高
足袋立	二	二	四	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
足袋甲	-	-	二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
足袋底縫	-	-	二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
足袋ノコハゼツル卷	-	-	二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
鼻緒製	六	六	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
鼻緒手縫	八	八	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
鼻緒引返	六	六	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
鼻緒前	六	六	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
帽子飾付	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
襟子飾	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
襟製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
眞綿延	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
糸管	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
糸卷	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
折造紙	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
繪草紙又ハ木版印刷	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇

種別	従事者		計數	月收額	
	吏員及其家族	傭人及其家族		最低	最高
經形製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
鬻入袋造	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
人形細工	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
人形衣裳裁縫	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
竹細工	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
貝細工	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
籐細工	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
籐表製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
南部表造	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
足駄爪掛	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
刷毛製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
齒磨楊枝製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
齒磨楊枝毛植	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
楊枝削	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
玩具製造又ハ下造	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
手遊製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇
簪製	-	-	一	一・五〇〇〇	一・五〇〇〇

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル
内職ノ種類員數並其月收額

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル
内職ノ種類員數並其月收額

種別	従事者數		月收額 最高 最低
	吏員及其家族	傭人及其家族	
元結製	1	1	3,000
元結紙撚	1	1	2,000
子供靴縫	1	1	2,000
靴ノ底張	5	1	1,200
靴ノ底張	1	1	3,000
麻裏草履及其他ノ草履造	1	1	3,000
草鞋造	2	1	1,400
織物職	2	1	1,000
ズツク製造	3	1	600
刺子縫	2	1	1,300
擊劍道具手縫	1	1	700
背囊縫	1	1	500
金銀モトル製造	3	1	400
手帖製造	1	1	500
鉛筆製造	1	1	1,000
製本綴及折疊ミ	3	1	1,700
洋服掛製造	1	1	800

四八

種別	従事者數		月收額 最高 最低
	吏員及其家族	傭人及其家族	
洋傘柄及ステッキ製造	1	1	3,400
紡績用紙管製造	1	1	600
丸薬製造	1	1	400
丸薬入製造	1	1	2,500
ボール箱造	4	1	3,600
荷札	1	1	3,000
菅笠製造	1	1	3,000
筆軸磨キ	1	1	500
煙管筒編	9	1	1,300
金網編	1	1	600
硝子艶消シ	1	1	3,000
懐中電氣箱詰	1	1	3,000
裁リ落シ紙撰リ分ケ	1	1	4,500
艾卷	1	1	1,500
按摩膏延	1	1	1,000
緑日用際	1	1	3,000
筆耕案	6	1	1,500
圖案	1	1	4,000
合計	49	49	49

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル
内職ノ種類員數並其月收額

四九

第七 東京市内一、二等局従事員及其家族カ現ニ従事シツ、アル内職ノ種類員數並其月收額

参考ノ一、自宅内職ト多少趣ヲ異ニスルモノ

種別	従事者		月收額 最高 最低
	計	數	
公務餘暇人力車夫	1	1	2,000
公務餘暇自働電話掃除	1	1	1,500
里子預リ	1	1	2,000
新聞辻賣	2	2	3,600
合計 内職數 四	5	5	

参考ノ二、一種ノ職業ト見做サルヘキモノ

種別	従事者		月收額 最高 最低
	計	數	
産婆	4	4	2,000
女髮結	2	2	4,000
茶道又ハ生花教授	2	2	3,000
琴曲師匠	2	2	5,000
合計 内職數 四	10	10	

備考

- 一、本調査ハ何々營業何々商等家業ト稱スヘキモノ竝ニ資本ヲ投シテ之ヲ行フモノ及自宅ヲ店舗トシテ其製品ヲ販賣シ若ハ其手職ヲ行フモノヲ除ク
- 二、本調査ハ家内手内職ヲ目的トスルヲ以テ他ニ奉職若ハ通勤シテ收入ヲ得ルモノハ總テ之ヲ掲ケス
- 三、本調査ニ依ル月收額ハ各従事者ノ實際ノ收入ナルヲ以テ、其額ノ多少ハ主トシテ技能、習熟、従事時間ノ如何ニ存シ、隨テ必スシモ仕事ノ種類ニ當然伴フニ非サルナリ。

内職獎勵ニ關スル事項(畢)

大正四年六月十九日印刷
大正四年六月廿一日發行

發行者

東部遞信局

印刷者 高島幸三郎

東京市京橋區高代町四番地

印刷所 高島活版所

東京市京橋區高代町四番地

326
96

終

10